

## 欠格要件の在り方について（概要）

平成 21 年 3 月  
第 2 次欠格要件の在り方検討会

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）における許可の欠格要件については、暴力団関係者の関与や大規模不法投棄の社会問題化を受け、平成 9 年以降の累次の廃棄物処理法改正において要件を厳格化するとともに、平成 15 年の廃棄物処理法改正において欠格要件に該当するなど悪質なことが明らかな者の許可について裁量の余地なく一律に「取り消さなければならない」こととする許可取消しの義務化を行うなど、行政が悪質業者を確実に迅速に排除する仕組みを整備してきた。
2. その結果、産業廃棄物処理業等の許可の取消件数は、平成 12 年度には 81 件だったものが、平成 16 年度には 945 件、平成 17 年度には 797 件へと増加し、悪質業者の排除が進むなど、廃棄物の適正処理体制を構築する上で相当の効果を上げている。
3. 他方、欠格要件の在り方及びその運用や、取消しの義務化が厳格に過ぎるのではないかと、産業廃棄物処理業者や経済界から、欠格要件の在り方及びその運用を見直すべきとの要望が提出されている。  
こうした要望を踏まえ、第一次欠格要件の在り方検討会の結論においては、今後、取消処分件数が高水準維持から一転して減少傾向を示すようになれば、悪質業者の締め出しが進行し、産業廃棄物処理業界の浄化等が図られているものと見ることができ、その時点で欠格要件の在り方を改めて見直すべきとの方向を打ち出すことも考えられることとされた。
4. 現在の状況を見るに、産業廃棄物処理業等の許可の取消件数は、平成 18 年度には 765 件、平成 19 年度には 720 件と速報値（※）では漸減傾向にあるものの、未だ高水準にあり、一転して減少傾向を示すようになったとは言い難い。また、産業廃棄物事犯の検挙事件数は平成 17 年には 797 件であったのが、平成 18 年には 1013 件、平成 19 年には 1206 件、検挙人員は平成 17 年には 1742 人であったのが、平成 18 年には 1863 人、平成 19 年には

2051人と増加傾向にある。加えて、暴力団（構成員及び準構成員）が廃棄物処理法違反で検挙された人員は、平成17年には199人であったが、平成18年には225人、平成19年には192人と引き続き200人前後で推移しており未だ減少傾向にない。

こうした現状などを踏まえると、産業廃棄物処理業界の浄化等が図られたものとするところまで進んでいる状況には未だ至っていない。このため、現時点では、許可取消しの一部裁量化や施設設置許可における欠格要件廃止等の欠格要件の体系を大きく見直す措置を講ずることができる段階には至っていないと考える。

※速報値：自治体からの報告の合計分であり、確定値としては増加する可能性がある。

5. ただし、許可取消処分の一部義務化により、理論上許可取消処分が無限に続く仕組み（いわゆる無限連鎖）となっていることについては、優良な産業廃棄物処理業者もが排除され廃棄物の適正な処理体制を一層確保するという制度趣旨に反する事態を生じさせる可能性がある。

このため、当面の措置として、第一次欠格要件の在り方検討会の結論を踏まえ平成19年4月に通知（平成19年4月9日付け環廃産発070409001）を発出し、運用によって、原則として1次連鎖で止めているところである。

6. しかし、運用によって対応することは法的安定性を欠くこと、また、近年、企業形態の多様化やリサイクルが進展しており、従来、家族経営を始めとする中小零細企業が多かった産業廃棄物処理業界においても、製造事業者等の参入などを契機として、経営の大規模化、多角化、経営連携化などが今後進む可能性が生じていることから、より一層の廃棄物の適正な処理体制を確保するためには、こうした産業廃棄物処理業を取り巻く状況の変化も踏まえ、早期に法律上の措置により、連鎖の在り方を見直すことが適当と考える。

7. このため、許可取消しの無限連鎖を一次連鎖で止めるとともに、一次連鎖が起こる場合についても限定すべきである。一次連鎖が起こる場合に関しては、許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合に限定することが考えられる。

なお、産業廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合とは、不法投棄・不法焼却・無許可営業等の情状が特に重いとされている産業廃棄物処理法違反を行った場合や、事業停止命令等に違反した場合、不正手段により許可を取得した場合などが考えられる。

8. 今後とも、こうした措置の効果も踏まえつつ、引き続き、産業廃棄物処理業等の許可の取消件数の推移等を注意深く見守りながら、産業廃棄物処理業界の浄化等の状況を把握し、欠格要件の見直しが可能な段階に至っているか否かを検討することが適当と考えられる。
9. 以上を踏まえ、本検討会として、以下のとおり提言する。

<提言>

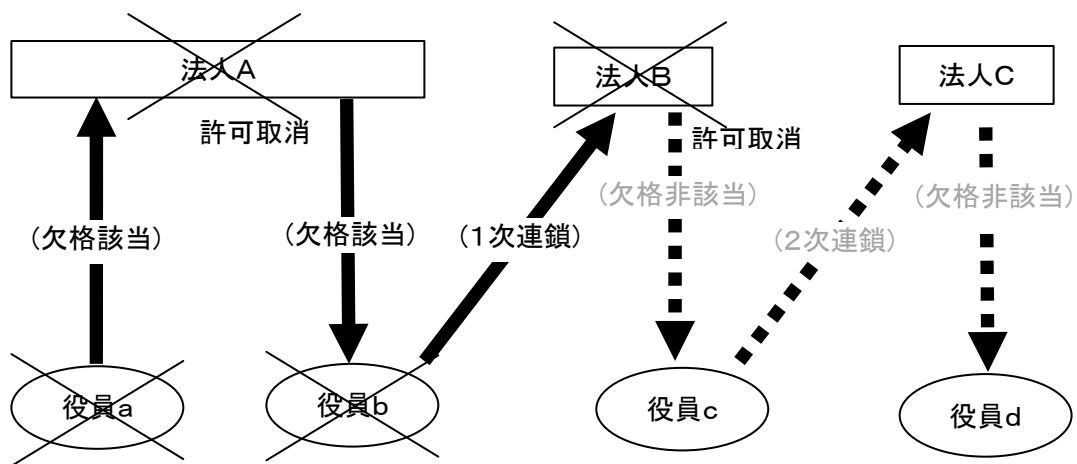
現時点では、産業廃棄物処理業界の浄化等が図られたものと見る事ができる状況には未だ至っていないため、許可取消しの一部裁量化や施設設置許可における欠格要件廃止等の欠格要件の体系を大きく見直す措置を講ずることができ段階には至っていない。

しかしながら、廃棄物処理業を取り巻く状況の変化も踏まえ、連鎖の在り方を見直すことが、より一層の廃棄物の適正な処理体制の確保に資すると考えられる。

このため、許可取消しの無限連鎖を一次連鎖で止めるとともに、一次連鎖の起こる場合についても、許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合に限定する措置を検討するべきである。

## 許可取消しの連鎖の在り方（案）

法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合



法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合

